

農林水産物・食品輸出基盤強化資金

－輸出・海外展開に取り組む事業者を資金面から支援－

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「輸出促進法」という。）に基づく認定を受けた輸出事業計画（以下「認定輸出事業計画」という。）に従って我が国で生産された農林水産物・食品の輸出のための取組を行う事業者向けの融資制度です。

対象者	認定輸出事業者 ※輸出事業に取り組む者（中間加工業者等を含む） ①農林漁業者、②食品等製造事業者、③食品等流通事業者 等
対象事業	輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの (1) 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修等 例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備、添加物等の混入を防止するための製造ラインの増設 (2) 長期運転資金 例：輸出向け商品の試作品の製造費用、製造ラインの本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など） (3) 他の事業者への出資 (4) 外国関係法人等向け資金 （（1）～（3）の資金を国内親会社から外国関係法人等へ貸付けするもの）
利率	（令和 年 月 日現在、融資期間 年の場合） %（設備資金（出資を含む）） %（運転資金） ※利率はご融資期間によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。
融資期間	25年以内（うち据置期間 3年以内） ※中小企業者（注）は、10年超25年以内
融資限度額	負担額の80%以内
担保・保証人	ご相談の上、決めさせていただきます

（注）中小企業者の要件

判断項目 主たる業種	資本金 ・ 従業員
製造業・その他	3億円以下 または 300人以下
卸売業	1億円以下 または 100人以下
サービス業	5,000万円以下 または 100人以下
小売業	5,000万円以下 または 50人以下

・中小企業者とは、左表の条件を満たす会社および個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。なお、協同組合等は表記の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。
・ただし、以下の方などは規模にかかわらず中小企業者に該当しません。
例：農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益含む）、有限責任事業組合（LLP）

◆農林水産物・食品輸出基盤強化資金のお手続きの流れ◆

日本政策金融公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金を借り入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが必要です。また、地方農政局と日本公庫でそれぞれお手続きをする必要があります。

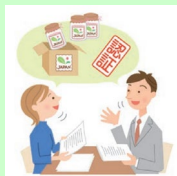


事業の実施に必要な資金の借り入れ、輸出事業の実施

◆ご利用イメージ◆

輸出先国の規制に対応した製造ラインの増設に

輸出先国の添加物などの規制に対応した設備投資を計画。黒字化までに時間がかかることから、なるべく返済負担を減らし、長期で返済したい。



市場調査などに必要な運転資金の調達に

輸出先国の消費者ニーズを掴むため、現地で市場調査を実施。また、開催される商談会やセミナーにも参加予定。これらに必要な運転資金を利用したい。



- ・審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- ・上記以外にも資金をご利用いただくための要件があります。詳しくは最寄の日本政策金融公庫の支店(農林水産事業)までお尋ねください。



日本政策金融公庫

農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

日本政策金融公庫

検索

支店一覧はこちら

